

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業の目的

要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護サービスを提供する事を目的とします。

2. 運営方針

1.事業所の居宅支援員は、要介護者等の心身の状態を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、在宅介護に関する生活全般にわたる相談業務を行います。

2.事業の実施にあたっては、関係市町村や地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3.事業所は利用者の人権及び意思を尊重し、常に利用者の立場に立って指定居宅サービス等が所定の事業所に偏らないように、中立公平に努めることとする。

3. サービスの相談窓口

電話番号 0985-85-8373

窓口担当者 黒木 真一郎

*ご不明な点は何でもお尋ねください。

4. 事業所の概要

(1) 支援事業者の名称・住所・指定番号及びサービス提供地域

事業所名 黒木居宅介護支援事業所

所在地 宮崎県宮崎市清武町船引857

事業者番号 居宅支援事業者(4571500497号)

管理者 黒木 真一郎

サービス提供地域 宮崎市

*上記以外の地域でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	資 格	常勤	非常勤	合計
管理者	主任介護支援専門員	3	0	3
	介護支援専門員	4	1	5

業務内容 居宅介護支援に関する相談業務

担当件数として上限35名となってます。

(3) サービス提供の時間帯

営業日 営業時間

平日 8:30~18:00

営業しない日 日曜日・祝日・12月29日~1月3日

*但し、終末期等により急を要する場合等の対応として、携帯電話等にて24時間対応致します。

場合によっては、管理者と並行して対応する場合もあります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始致します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書若しくは口頭でお申し出くださいればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
又、介護予防となた場合（この場合、条件を変更して再度契約することができます。）

- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者やその家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合には、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。

6. サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) 要介護認定等の申請代行
- (3) 給付管理票の作成及びサービス事業所等の調整
- (4) その他介護保険等に関する全ての相談業務

7. アセスメント方式

アセスメント（評価）の方法 MDS-HC 等

職 員 研 修 事業所内外の研修に積極的に参加し、職員の意識
及び知識の向上を図ります。

8. 利用料金

(1) 利用料

要介護(要支援)認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

但し、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者に直接介護保険給付が支払わらない場合があります。その場合利用者は1ヶ月につき、要介護度に応じて下記の利用料を事業所に支払い、支援事業者はサービス提供証明書を発行します。利用者は、そのサービス提供証明書を後日、各市町村の窓口に提出しますと保険給付分の払い戻しを受けられます。尚、この場合には受けられたサービスも同様な処理が必要になります。

*介護保険に関する手数料等は、介護報酬に準じます。

(2) 交通費

宮崎市、清武町、にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は下記の通り実費が必要となります。

当事業所の置かれている所から 片道 約10km以上 50円

9. キャンセル料

利用者はいつでも契約を解約する事ができ、解約に関する費用は一切かかりません。（無料）

10. 利用者へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用表、居宅サービス報告書は、利用者の介護に関する重要な書類ですので契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。

2.サービス担当者への志や飲食物等のご配慮は一切お受け致しませんので、ご了承下さい。

11. 事故発生時の対応

訪問時に利用者が急な病状変化により救急の処置の必要な場合には、訪問者により関連の医療機関及びご家族、若しくは指定の連絡先に連絡し救急の対応を行います。

12. 公平中立

介護サービス利用にあたり、複数のサービスを紹介し、選択の自由及び特定の事業所に偏らない様にサービスの紹介及び本人に合った選択肢を紹介致します。（別紙にて過去6ヶ月表示）

13. サービス内容に関する苦情連絡先

当事業所お客様相談窓口	黒木居宅介護支援事業所 (住所)宮崎市清武町船引857 黒木 真一郎 (TEL) 0985-85-8373
宮崎市の相談窓口	宮崎市役所 介護保険課 (住所)宮崎市橋通西1丁目1番地1号 (TEL) 0985-21-1777
宮崎県国民健康保険団体連合会	介護サービス相談係 (住所)宮崎市下原町231番地1号 (TEL) 0985-35-5301

14. その他

- (1) 利用者が担当者の変更を希望される場合には、管理者までご相談下さい。支援事業者はやむを得ない場合に、担当者を変更することがあります。その場合は、事前に利用者の了承を得てから変更致します。

令和 年 月 日

- 居宅介護支援開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

＜支援事業者＞

住 所 宮崎市清武町船引857

支援事業者 黒木居宅介護支援事業所

＜説明者＞

氏 名 黒木 真一郎

- 居宅介護支援事業所の重要事項説明を受け居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

- 居宅介護支援事業所の重要事項説明を受け居宅介護支援サービスに於ける終末期時の体制説明を受けました。

- 居宅介護支援事業所の重要事項説明の中立公平（12項）の説明において、サービスの複数紹介の理由と意義並びに、複数サービスの紹介を求める事を理解致しました。

《利用者》

住 所 _____

氏 名 _____

代理人氏名 _____